平成２１年（フ）第３３２９号
名古屋市熱田区花表町17番20号　花表団地210号
債務者　上原　文夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７３０号
名古屋市守山区四軒家２丁目117番地　第２朝日ビル201号
債務者　服部　典子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８６号
名古屋市昭和区向山町１丁目54番地　昭和荘408号
債務者　杉山ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８２号
愛知県小牧市大字間々原新田551番地７
債務者　仲本　忠元
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８号
愛知県刈谷市新富町１丁目615番地
債務者　中家由加里
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
愛知県安城市高棚町大道72番地　ダイドー１ＲＭ101
債務者　浅井　嘉久
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
愛知県岡崎市緑丘３丁目３番地３　第２三浦ハイツＡ－２
債務者　松崎　正美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄674番地
債務者　髙橋　千晴
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
岡山県倉敷市田ノ上685番地５
債務者　男知合マリ子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
岡山県倉敷市幸町９番15号
債務者　菱川　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
岡山県倉敷市玉島柏島5013番地２　１－106号
債務者　藤澤一二三
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子261番地３
債務者　中村　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７６号
岩手県岩手郡滝沢村篠木字黒畑138番地４　工藤アパート１号
債務者　中野真一郎
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９０号
盛岡市上堂１丁目19番88号　ウエダマンション５号
債務者　中田　未可
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９４号
盛岡市繋字猿田93番地１
債務者　高橋　　福
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０３号
盛岡市東黒石野３丁目３番12号
債務者　日澤　祐子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０４号
盛岡市津志田西１丁目13番43号　第三寿荘２Ｆ８号
債務者　橋本　典子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部